

美幌町自治基本条例 アクションプラン

(平成31年度～平成33年度)

平成30年 月

美 幌 町

第3章 町民参加

第12条

(町民参加の基本)

第12条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。
- 5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

第13条

(町民参加の対象)

第13条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
 - (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないものとします。
- (1) 軽微なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 行政内部の事務処理に関するもの
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除きます。)は、町民参加を求めないことができます。
- 4 行政は、前2項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

【第12条・13条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 町民参加の推進・啓発 ▼各グループ

町民が主体となった自治を進めていくために、政策の企画・立案段階における町民の参加を促進し、町の政策への町民意見の反映を図るとともに、町ホームページ等による情報提供を推進し、職員や町民に町民参加の推進に係る意識啓発を図ります。

第14条

(町民参加の方法)

第14条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募（パブリックコメント）手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

【第14条に規定された事項を推進するための取組】

(1) パブリックコメント手続条例の適正な運用 ▼各グループ

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実施にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答など含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

(2) 「まち育」講座、「まち育」出前講座の実施 ▼まちづくりグループ

行政から町民への情報発信や意見交換をする場として行う「まち育」講座や、町職員が出向き直接説明及び意見交換を行う「まち育」出前講座の開催を積極的に行います。

第15条

(提出された意見等の取扱い)

第15条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【第15条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 提出された意見の検討及び公表 ▼各グループ

行政は、町民から提出された意見について、その提出された意見等の実現の可能性を検討し、意見等に対しての検討結果及び結果を町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表します。

【新たな取組】

▼取組のスケジュール

平成31年度	平成32年度	平成33年度
〇〇の推進		
△△の検討	△△の実施	

第16条

(審議会等の委員の選任)

第16条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。

- (1) 町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。
- (2) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を必要最小限とすること。

【第16条に規定された事項を推進するための取組】

(1) 附属機関等の適正な設置及び運営 ▼各グループ

町政への町民参加の促進及び公正で透明な開かれた町政の推進を図るため、審議会等の委員の選任については公募委員を含めることを原則とします。

また、女性委員の割合が30%以上となるよう努めます

【前アクションプランからの引継事項】

▼取組のスケジュール

平成31年度	平成32年度	平成33年度
女性の町政への参加の推進		